

健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

1. 改正の趣旨

(1) 社会保障協定の発効に伴う厚生年金保険等に係る措置

- 我が国が、我が国以外の締約国（以下「相手国」という。）との間で社会保障協定（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 104 号。以下「協定特例法」という。）第 2 条第 1 号に規定する社会保障協定をいう。以下同じ。）を締結した場合、社会保障協定の相手国から派遣されている者であって年金制度等に係る相手国法令の適用を受ける者等（以下「協定の対象者」という。）は、協定特例法第 7 条第 1 項、第 24 条第 1 項等の規定により、国民年金、厚生年金保険等の被保険者としなないこととされている。
- 現行、日本年金機構（以下「機構」という。）においては、協定の対象者であるか否かを実務的に把握できないため、協定の対象者から厚生年金保険の資格喪失届が提出された場合であっても、約 2 ヶ月経過後に国民年金の資格取得の届出がないとき等は、協定の対象者に対しても国民年金の適用勧奨状を送付している。
- また、協定の対象者であっても、国民年金の適用勧奨状の送付後、協定の対象者である旨の申し出がない場合は、機構において職権により国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 7 条第 1 号に規定する被保険者として適用する処理（以下「職権適用」という。）を行っている。
- このため、社会保障協定の発効に伴い、機構による適用勧奨状の送付を抑止するとともに、職権適用を防ぐため、厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号。以下「厚年則」という。）等について、厚生年金保険等の資格を喪失する者を把握する仕組みを整えるための所要の改正を行う。

(2) 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 15 号。以下「健保則」という。）等に定める統一様式に係る措置

- 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年法」という。）等に基づく手続のうち健保法第 48 条及び厚年法第 27 条に基づく資格取得届並びに雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条に基づく資格取得届等、届出契機が同一のものについては、統一様式が設けられ、統一様式を用いる場合はワンストップでの届出が可能となっている。
- 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案（令和 2 年 10 月下旬公布予定。）により、雇用保険法第 7 条に基づく資格取得届等において、記載事項として、在留カードの番号を追加する等の改正が行われることに伴い、統一様式として用いている健保法第 48 条に基づく資格取得届等について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

(1) 社会保障協定の発効に伴う厚生年金保険等に係る措置

- 今後も新たな社会保障協定の発効が想定されることから、厚生年金保険等の資格を喪失した者を把握する仕組みとして、健保則様式第 8 号の「健康保険被保険者資格喪失届」及び厚年則様式第 11 号の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届」の喪失原因欄について、資格喪失原因の選択肢に、社会保障協定を追加する等の所要の改正を行う。

(2) 健保則等に定める統一様式に係る措置

- 統一様式として用いられる雇用保険法第 7 条に基づく資格取得届等において、記載事項として、在留カードの番号を追加する等の改正が行われるため、健保則様式第 3 号の 2 及び第 8 号の 2 並びに厚年則様式第 7 号の 2 及び様式第 11 号の 2 について、当該項目の追加に伴う項番のずれ等の所要の改正を行う。

3. 根拠規定

(1) 社会保障協定の発効に伴う厚生年金保険等に係る措置

- ・ 健保法第 48 条
- ・ 健保則第 29 条第 1 項
- ・ 厚年法第 27 条
- ・ 厚年則第 22 条第 1 項及び第 22 条の 2 第 1 項

(2) 健保則等に定める統一様式に係る措置

- ・ 健保法第 48 条
- ・ 健保則第 24 条第 1 項及び第 29 条第 1 項
- ・ 厚年法第 27 条
- ・ 厚年則第 15 条第 1 項及び第 22 条第 1 項

4. 施行期日等

公布日 : 令和 2 年 11 月下旬 (予定)

施行期日 : 令和 2 年 12 月 1 日